

府県知事に提出しなければならない。

第九条 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第十条 (略)

(町村の一部事務組合等)

第十一条 (略)

別記様式 (第十条関係)

を提出することにより行うものとする。

第六条 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第七条 (略)

(町村の一部事務組合等)

第八条 (略)

別記様式 (第七条関係)

（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 厚生省令で定める便宜（第一条）</p> <p>第一章の二 児童相談所（第二条―第六条）</p> <p>第二章―第六章 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>第一章 厚生省令で定める便宜</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第五項に規定する厚生省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある児童若しくは知的障害のある児童（以下この条において「障害児」という。）又はその保護者に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに指導、障害児又は保護者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の障害児又は保護者に必要な援助とする。</p> <p>第二章 児童相談所</p> <p>第二条―第四条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 児童相談所（第一条―第六条）</p> <p>第二章―第六章 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>第一章 児童相談所</p> <p>第一条―第三条 （略）</p>

第五条 児童相談所の管轄区域は、その区域内に居住する児童数その他社会的環境を考慮して、これを定めなければならない。

第六条 削除

第七条 法第二十条第一項の規定による育成医療の給付を受けようとするときは、親権を行う者又は後見人が、その監護すべき児童に代わつて、その居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事に申請しなければならない。

② (略)

第二十一条 法第二十一条の十第三項に規定する厚生省令で定める施設は、児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、第三十条に規定する身体障害者療護施設又は第三十一条に規定する身体障害者授産施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設又は第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設その他法第二十一条の十第三項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

第三十六条の四 法第三十四条の三第三項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、四 (略)

第四条 児童相談所の管轄区域は、その区域内に居住する児童数その他社会的環境を考慮して、これを定めなければならない。

第五条及び第六条 削除

第七条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十条第一項の規定による育成医療の給付を受けようとするときは、親権を行う者又は後見人が、その監護すべき児童に代わつて、その居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事に申請しなければならない。

② (略)

第二十一条 法第二十一条の十第三項に規定する厚生省令で定める施設は、児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、第三十条に規定する身体障害者療護施設又は第三十一条に規定する身体障害者授産施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の五に規定する知的障害者更生施設又は第二十一条の六に規定する知的障害者授産施設その他法第二十一条の十第三項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

第三十六条の四 法第三十四条の三第二項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、四 (略)

（第五条関係）

改正案

現行

目次

第一章 共済契約の締結等（第一条—第五条）
第二章—第五章（略）
附則

目次

第一章 厚生省令で定める便宜等（第一条—第一条の三）
第一章の二 共済契約の締結等（第一条の四—第五条）
第二章—第五章（略）
附則

第一章 厚生省令で定める便宜等

（令第一条第五号に規定する厚生省令で定める便宜）

第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第
二百八十六号。以下「令」という。）第一条第五号に規定する厚生省令
で定める便宜は、入浴、食事の提供、洗濯、機能訓練、介護方法の指導
、生活指導、養護及び健康診査その他の身体上若しくは精神上的の障害が
あつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者又はその者を現
に養護する者に必要な便宜とする。

（令第一条第七号に規定する厚生省令で定める便宜）

第一条の二 令第一条第七号に規定する厚生省令で定める便宜は、入浴、
食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、
更生相談又はレクリエーション等とする。

（令第一条第十三号に規定する厚生省令で定める便宜）

第一章 共済契約の締結等

(契約締結の拒絶理由)

第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号。以下「法」という。）第三条第四号の厚生省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次条に規定する申込書に虚偽の記載が行われていること。

第一条の三 令第一条第十三号に規定する厚生省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーションその他の就労することが困難な知的障害者又はその者を現に介護する者に必要な便宜とする。

第一章の二 共済契約の締結等

(契約締結の拒絶理由)

第一条の四 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号。以下「法」という。）第三条第四号の厚生省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次条に規定する申込書に虚偽の記載が行なわれていること。

（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条の二 令第七条第三項に規定する厚生省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）に基づく国立療養所又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第三項第九号</u>に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>第九条の二 令第七条第三項に規定する厚生省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）に基づく国立療養所又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第三項第五号</u>に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの</p> <p>三〇五 (略)</p>

○児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号）

（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（最低基準の向上）</p> <p>第三条 都道府県知事は、その管理に属する児童福祉審議会（<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p>
<p>現行</p>	<p>（最低基準の向上）</p> <p>第三条 都道府県知事は、その管理に属する児童福祉審議会（<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第十一条第一項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p>

改正案	現行
<p>（遺族年金及び遺族給与金の請求） 第二十五条（略）</p> <p>2 前項の遺族年金請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない</p> <p>一、五の六（略）</p> <p>六 請求者が六十歳未満の夫である場合においては、次のいずれかの書類</p> <p>イ その者が障害の状態にあることを認めることができる医師又は歯科医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを認めることのできる市町村長又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（同法附則第七項の規定により置かれた組織の長を含む。以下同じ。）の証明書</p> <p>ロ（略）</p> <p>六の二、十二（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（遺族年金及び遺族給与金の請求） 第二十五条（略）</p> <p>2 前項の遺族年金請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない</p> <p>一、五の六（略）</p> <p>六 請求者が六十歳未満の夫である場合においては、次のいずれかの書類</p> <p>イ その者が障害の状態にあることを認めることができる医師又は歯科医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを認めることのできる市町村長又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（同法附則第七項の規定により置かれた組織の長を含む。以下同じ。）の証明書</p> <p>ロ（略）</p> <p>六の二、十二（略）</p> <p>三・四（略）</p>

○老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）

（第九条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（<u>社会福祉法</u>附則第七項に関する特例）</p> <p>2 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この省令の適用については、福祉事務所長とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（<u>社会福祉事業法</u>附則第七項に関する特例）</p> <p>2 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この省令の適用については、福祉事務所長とみなす。</p>

○福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第四十九号）

（第九条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第五条第一項の規定に基づき福祉手当の支給を受ける者が、次条第一項において準用するこの省令による改正後の第五条の規定による現況の届出を行うときは、同条に規定する所得状況届及び書類に児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第四条に規定する児童扶養手当現況届及び同条各号に掲げる書類を添えて、当該福祉手当の支給を受ける者の住所地を管轄する福祉事務所（<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長に提出しなければならない。</p>	<p>附則</p> <p>第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第五条第一項の規定に基づき福祉手当の支給を受ける者が、次条第一項において準用するこの省令による改正後の第五条の規定による現況の届出を行うときは、同条に規定する所得状況届及び書類に児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第四条に規定する児童扶養手当現況届及び同条各号に掲げる書類を添えて、当該福祉手当の支給を受ける者の住所地を管轄する福祉事務所（<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長に提出しなければならない。</p>

○救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）

（傍線の部分は改正部分）

（第十条関係）

改正案	現行
<p>（職員の資格要件）</p> <p>第五条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 生活指導員は、<u>社会福祉法</u>第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第六条の二 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、その行った処遇に関し、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に関して社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>（規模）</p> <p>第九条 救護施設は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を</p>	<p>（職員の資格要件）</p> <p>第五条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 生活指導員は、<u>社会福祉事業法</u>第十八条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（規模）</p> <p>第九条 救護施設は、五十人以上の人員を収容することができる規模を有</p>

有しななければならない。

(設備の基準)

第十条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

2 救護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 十六 (略)

3 前項第一号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室(以下「特別居室」という。)を設けるものとする。

4 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ (略)

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。

ハ (略)

ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

ホ (略)

二 四 (略)

五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 七 (略)

しななければならない。

(設備の基準)

第十条 救護施設の建物(被收容者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

2 救護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、被收容者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 十六 (略)

3 前項第一号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を收容する居室(以下「特別居室」という。)を設けるものとする。

4 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ (略)

ロ 被收容者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。

ハ (略)

ニ 被收容者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

ホ (略)

二 四 (略)

五 医務室 被收容者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 七 (略)